

新型コロナウイルス感染拡大防止を図るための 登園自粛要請について

認可外保育施設を
ご利用の保護者の皆さまへ

新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、政府が発表した緊急事態宣言が全都道府県へ拡大されたことに伴い、沖縄県においても新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく緊急事態措置が実施されております。県内においても感染拡大が収束しておらず、感染拡大防止の一層の強化を図る必要があることから、家庭保育が可能な保護者の皆さまにつきましては、下記の期間において登園自粛をお願いいたします。

また、登園自粛要請期間の保育料について、ご利用の認可外保育施設が登園自粛した世帯の保育料の減免を行った場合、保護者に代わり市が施設へ減免相当額の保育料を補助いたします。補助金を交付することにより、施設の継続的運営の確保と保護者の皆さまの負担軽減を図ります。

【登園自粛要請期間】令和2年5月2日（土）～5月31日（日）

※保育料減免については、政府が緊急事態宣言を発表した
4月7日まで遡及適用いたします。

なお、保育所等の対応については、「保育所については、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所」との政府方針に基づき、認可外保育施設についても開所を求めて参ります。特に保護者の中には、医療従事者や介護従事職、自衛隊員、消防職員など、最前線で国民の生命を守る職責を担っている者のほか、保育所自体を支える保育士、最低限の社会活動、ライフラインを支える上で必要な職に就いている者がいることから、原則として開所とするものです。

保護者の皆さまには、大変ご不便をおかけしますが、新型コロナウイルス感染拡大が続く社会状況をご理解いただき、登園自粛へご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

令和2年5月1日
豊見城市長 山川 仁